

に改める。

別記第21号様式の6(1葉)から(3葉)までの規定中「郵便振替口座」を「振替口座」に改める。

別記第29号様式その2中

「郵便局」を

「ゆうちょ銀行の店舗及び郵便局」に改める。

別記第46号様式の2(1葉)及び(2葉)中「郵便振替口座」を「振替口座」に改め、同様式(3葉)中「郵便振替口座」を「振替口座」に、「取りまとめ郵便局」を「公金取りまとめ店」に改める。

別記第62号様式の3の次に次の1様式を加える。

別記第62号様式の4(第73条の2関係)

軽油引取税保全担保提供命令書

| | | |
|--|-------------|--|
| | 年 月 日 | |
| 特別徴収義務者又は納税者 住所(所在地) 氏名(名称) 様 | | 北海道 支庁長 印 |
| 軽油引取税の徴収上必要があるので、次のとおり担保の提供を命じます。(根拠法令 - 地方税法第 条、同法施行令第 条、道税規則第 条) | | |
| 担保の内容 | 担保される金額 | 円 |
| | 担保の種類及び提出書類 | 次に掲げるもので、上記金額を担保するに足りるもの又は金銭を提供してください。 なお、第三者の所有するものであっても差し支えありません。 1 国債及び地方債 2 支庁長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券 3 土地 4 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団 6 支庁長が確実と認める保証人の保証 - 保証人の保証を証す |

| | |
|--------------|-----------------|
| | る文書 |
| 担保の提供期限 | 年 月 日 |
| 担保の提供期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 担保される金額の算出根拠 | |

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます(審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようしてください。)
- 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第64号様式の次に次の1様式を加える。

別記第64号様式の2(第77条の2関係)

免税軽油使用者証及び免税証返納命令書

| | | |
|---|-------|--|
| | 年 月 日 | |
| 様 | | 北海道 支庁長 印 |
| 次のとおり、免税軽油使用者証の返納を命じます。(根拠法令 - 地方税法第 条、道税条例第 条、道税規則第 条) | | |
| 住所又は事務所若しくは事業所所在地 | | |

北海道知事 高 橋 はるみ

| | | | | | | |
|-------------|-------|-----|------|-----|-----|-----|
| 免税軽油使用者証番号 | | | 業 種 | | | |
| 免 税 証 | 交 付 日 | 用 途 | 記号番号 | 種 類 | 枚 数 | 数 量 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 返納期限 | | | | | | |
| 返納を命ずる理由 | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | |

摘要 不要文字を消して使用すること。

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます(審査請求をする場合は、審査請求書を当該不服申立てに係る処分をした支庁長を経由して提出するようにしてください。)
- 2 この処分について不服がある場合には、この命令書を受け取った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った支庁長の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この命令書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第307号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成20年5月2日

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 落札に係る物品等の名称
牛海綿状脳症診断用酵素抗体反応キット(テセーBSE)
- (2) 調達予定数量
と畜場内で解体される牛197,560頭、めん羊・山羊800頭分の検査に必要とされる検査セット数

2 落札を決定した日

平成20年3月27日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 北海道和光純薬株式会社
- (2) 住 所 札幌市北区北15条西4丁目1番16号

4 落札金額

1セットあたりの単価 56,511円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年2月12日付け北海道告示第81号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道保健福祉部保健医療局食品衛生課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第308号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、芦別市土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成20年5月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

| | | | | |
|-------|-----------|---------|---------|-----------|
| 就退任の別 | 就退任年月日 | 理事・監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
| 就 任 | 平成20.4.1 | 理 事 | 有 倉 征 寿 | 芦別市旭町96番地 |
| 退 任 | 同 20.2.25 | 同 | 田 屋 正 一 | 同 旭町259番地 |

北海道告示第309号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。

平成20年5月2日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
平成20.4.22 北見土地改良区
同 20.4.23 美深土地改良区

北海道告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成20年5月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 石狩市厚田区厚田387、525、837の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道石狩支庁産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第311号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年5月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 網走郡津別町字最上215の3・216の1・216の5・218の2・219の2・377の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、216の2、216の3、216の7、216の8、219の3、219の4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年5月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町北鹿追北13線1の19・北鹿追北14線1の25（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町字野塚12線2の1・58（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第313号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成20年5月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成20年4月18日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号及び代表者の氏名 株式会社堀建設 堀 栄二
 - (2) 主たる営業所の所在地 旭川市東8条1丁目2番17号
 - (3) 建設業の許可の番号 (般・特-18)上第1461号
- 3 処分の内容
 - (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業

の全部停止

- (2) 営業停止の期間 平成20年5月2日から6月30日までの60日間
- 4 処分の原因となった事実
上記の者が建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当した。

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第2号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年5月2日

北海道教育庁実習船管理局長 山 谷 信 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式
イ 実習船北鳳丸第二種及び第三種中間検査工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間

- ア 平成20年6月19日から8月19日まで
(入渠期間 平成20年7月25日から8月19日まで)
イ 平成20年6月19日から8月21日まで
(入渠期間 平成20年7月28日から8月21日まで)

(4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 総トン数700トン型船舶(鋼船)の修理の能力を持っていること。
(4) 造船所内に乾ドックを有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しな

ければならない。

- ア 申請の時期 平成20年5月2日から5月23日まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8552 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁実習船管理局
電話番号 0138 - 47 - 9592

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁実習船管理局

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局研修室兼船員室(送付による場合は、郵便番号 041 - 8552 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局)

(2) 入札日時

- ア 平成20年6月18日(水)午前10時(送付による場合は、必着)
イ 平成20年6月18日(水)午前10時30分(送付による場合は、必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

- ア 実習船若竹丸第二種中間検査工事
(7) 日時 別途連絡する。

(イ) 場 所 函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船若竹丸
イ 実習船北鳳丸第二種及び第三種中間検査工事

(7) 日 時 別途連絡する。

(イ) 場 所 函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船北鳳丸

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁実習船管理局

イ 所在地 郵便番号 041 - 8552 函館市美原 4 丁目 6 番16号
電話番号 0138 - 47 - 9592

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

a Training Ship WAKATAKE-MARU Repair Service 1 set

b Training Ship HOKUHO-MARU Repair Service 1 set

B . Bid tendering Date and time :

a 10 : 00 A.M., June 18, 2008

b 10 : 30 A.M., June 18, 2008

C . Contact point for notice : Management Division, Management Bureau for
Training Ships, Hokkaido Office of Education, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara,
Hakodate, Hokkaido, 041-8552 Japan. Phone : 0138-47-9592

